

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告示

ページ

- 港湾法の規定による公募占用計画の変更【港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課】 2
- 街区の区域廃止及び変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 5

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市選挙管理委員会委員長の当選【行政委員会事務局選挙課】 7
- 北九州市管理委員会委員長の職務代理者の指定【行政委員会事務局選挙課】 8

◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市門司区選挙管理委員会委員長の当選【門司区選挙管理委員会事務局】 9
- 北九州市門司区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【門司区選挙管理委員会事務局】 10
- 北九州市若松区選挙管理委員会委員長の当選【若松区選挙管理委員会事務局】 11
- 北九州市若松区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【若松区選挙管理委員会事務局】 12
- 北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長の当選【戸畑区選挙管理委員会事務局】 13
- 北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【戸畑区選挙管理委員会事務局】 14

北九州市告示第395号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の7第2項の規定により公募
占用計画の変更の認定をしたので、同条第3項において準用する同法第37条
の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月6日

北九州市長 武内和久

1 変更の認定をした日

令和5年10月31日

2 認定の有効期間

平成29年3月3日から令和29年3月2日まで

3 指定した港湾区域内水域等の区域

次の各地点のうち①-1の地点から①-5の地点までを順次に結んだ線及
び①-1の地点と①-5の地点を結んだ線により囲まれた区域、②-1の地
点から②-16の地点までを順次に結んだ線及び②-1の地点と②-16の
地点を結んだ線により囲まれた区域、③-1の地点から③-6の地点までを
順次に結んだ線及び③-1の地点と③-6を結んだ線により囲まれた区域（
藍島漁港区域（寄の浦西側突堤基部を中心として半径2,000メートルの
範囲）及び白洲灯台周辺の岩礁から離隔距離300メートルの範囲を除く。
）並びに④-1の地点から④-4の地点までを順次に結んだ線及び④-1の
地点と④-4の地点を結んだ線により囲まれた区域（別図のとおり）

①-1の地点 北緯33度59分45秒東経130度41分54秒

①-2の地点 北緯33度58分15秒東経130度41分57秒

①-3の地点 北緯33度58分12秒東経130度45分52秒

①-4の地点 北緯33度58分33秒東経130度45分50秒

①-5の地点 北緯33度59分45秒東経130度44分03秒

②-1の地点 北緯33度57分15秒東経130度42分00秒

②-2の地点 北緯33度56分35秒東経130度42分01秒

②-3の地点 北緯33度56分36秒東経130度43分44秒

②-4の地点 北緯33度56分32秒東経130度43分56秒

②-5の地点 北緯33度56分32秒東経130度44分59秒

②-6の地点 北緯33度56分52秒東経130度44分59秒

②-7の地点 北緯33度56分55秒東経130度45分20秒

②-8の地点 北緯33度56分59秒東経130度45分20秒

②-9の地点 北緯33度57分03秒東経130度45分26秒

②-10の地点 北緯33度57分14秒東経130度45分26秒

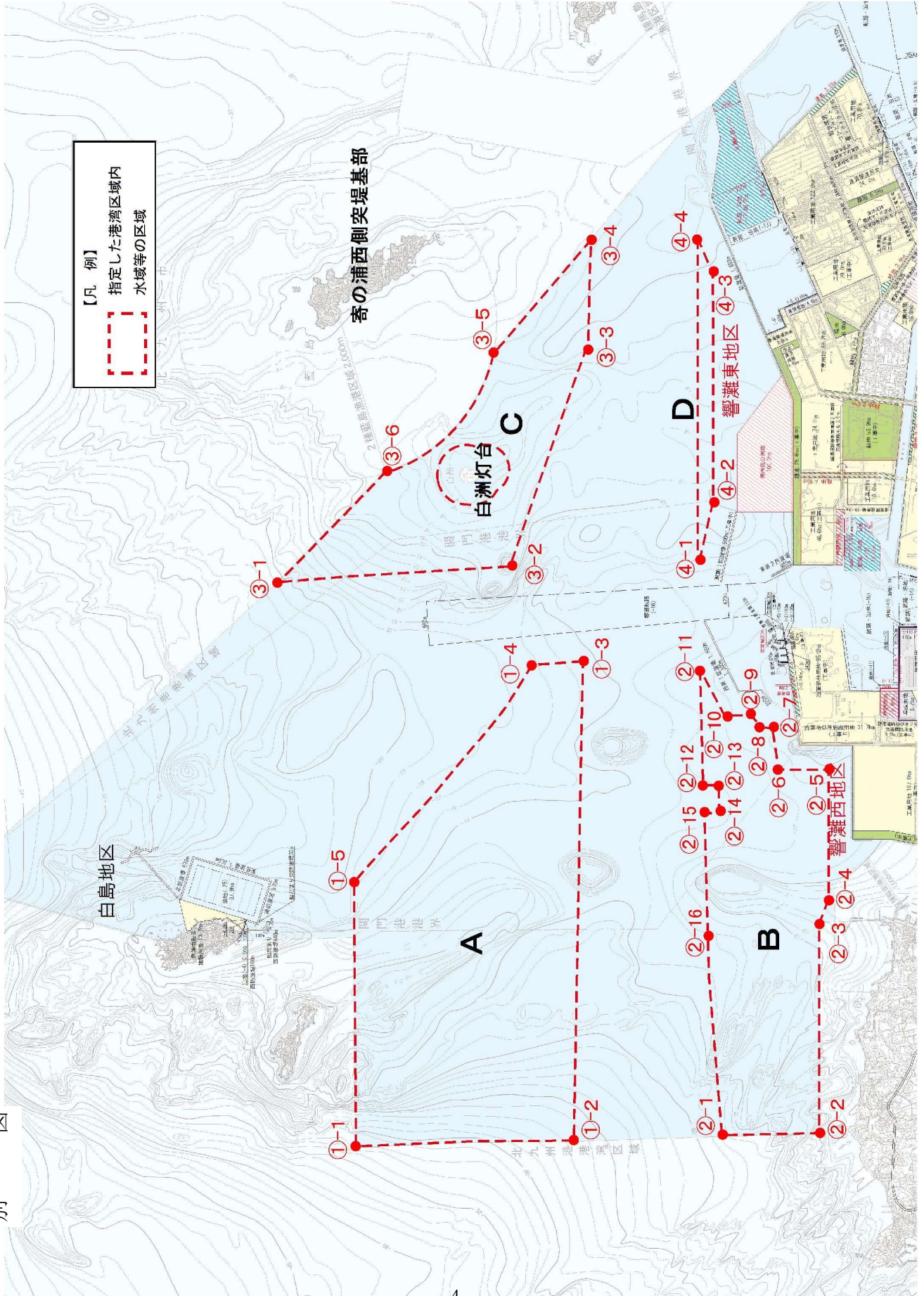
- ②－11の地点 北緯33度57分24秒東経130度45分48秒
- ②－12の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分49秒
- ②－13の地点 北緯33度57分17秒東経130度44分49秒
- ②－14の地点 北緯33度57分17秒東経130度44分39秒
- ②－15の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分39秒
- ②－16の地点 北緯33度57分21秒東経130度43分17秒
- ③－1の地点 北緯34度00分16秒東経130度46分31秒
- ③－2の地点 北緯33度58分42秒東経130度46分38秒
- ③－3の地点 北緯33度58分10秒東経130度48分29秒
- ③－4の地点 北緯33度58分09秒東経130度49分19秒
- ③－5の地点 北緯33度58分49秒東経130度48分23秒
- ③－6の地点 北緯33度59分34秒東経130度47分24秒
- ④－1の地点 北緯33度57分25秒東経130度46分43秒
- ④－2の地点 北緯33度57分19秒東経130度47分10秒
- ④－3の地点 北緯33度57分19秒東経130度49分02秒
- ④－4の地点 北緯33度57分26秒東経130度49分19秒

4 占用の期間

令和5年5月1日から令和29年3月2日まで

5 変更の内容

風車の施工計画等の変更



北九州市告示第 3 9 6 号

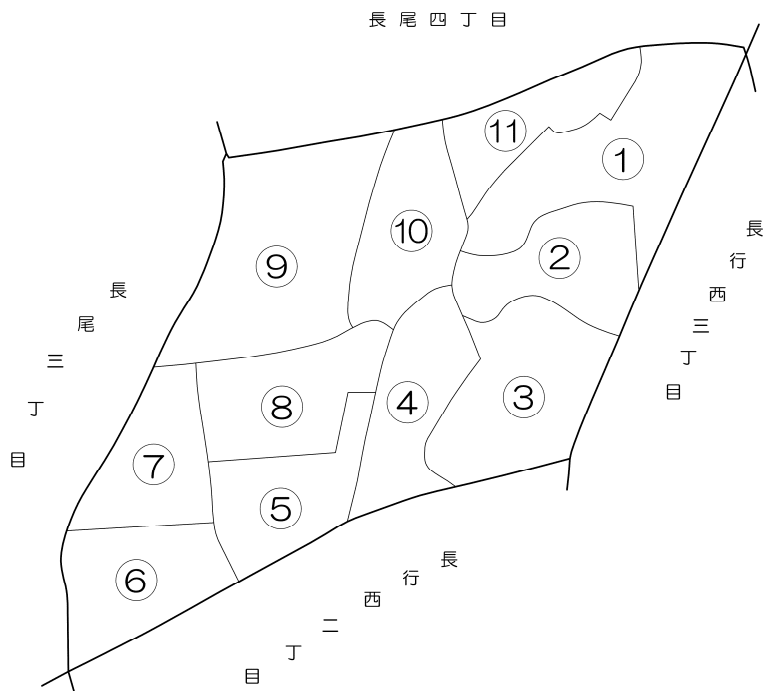
北九州市住居表示に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市小倉南区長行西一丁目 8 番の街区の区域を廃止するとともに、別図 1 の同区長行西一丁目 5 番及び 9 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、令和 5 年 1 1 月 6 日から実施するので告示する。

令和 5 年 1 1 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

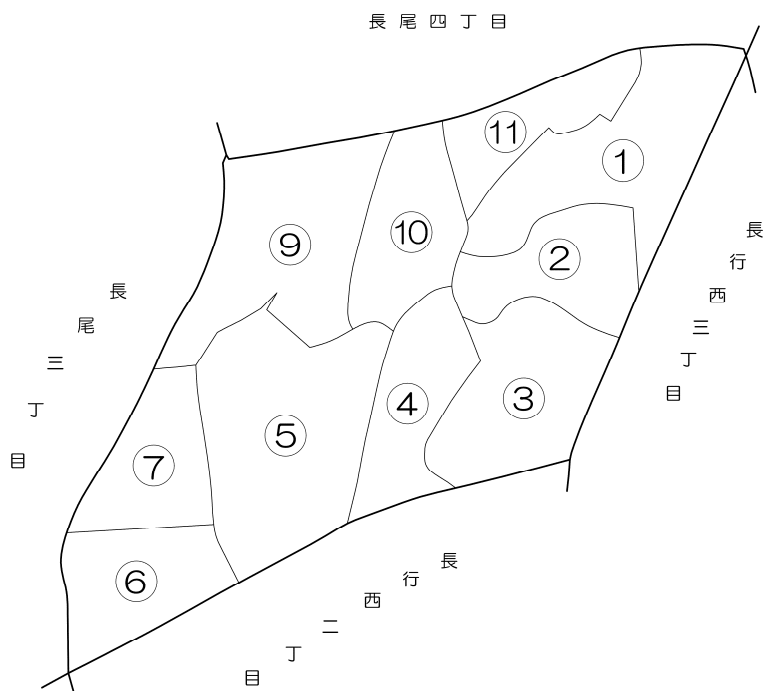
別図 1

長行西一丁目



別図 2

長行西一丁目



北九州市選挙管理委員会告示第19号

令和5年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和5年10月30日

北九州市選挙管理委員会
委員長 新 上 健 一

住所 北九州市八幡東区西本町四丁目1番2-1302号

氏名 新 上 健 一

北九州市選挙管理委員会告示第20号

北九州市選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和5年10月30日

北九州市選挙管理委員会
委員長 新 上 健 一

住所 北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町3番22号

氏名 内 田 健 一

北九州市門司区選挙管理委員会告示第24号

令和5年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市門司区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和5年10月30日

北九州市門司区選挙管理委員会

委員長 吉 永 高 敏

住所 北九州市門司区清滝一丁目6番20号

氏名 吉 永 高 敏

北九州市門司区選挙管理委員会告示第25号

北九州市門司区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和5年10月30日

北九州市門司区選挙管理委員会

委員長 吉 永 高 敏

住所 北九州市門司区東門司二丁目3番15号

氏名 遠 山 義 則

北九州市若松区選挙管理委員会告示第25号

令和5年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市若松区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和5年10月30日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木本直子

住所 北九州市若松区藤ノ木二丁目2番12-12号

氏名 木本直子

北九州市若松区選挙管理委員会告示第26号

北九州市若松区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和5年10月30日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木本直子

住所 北九州市若松区片山一丁目4番30号

氏名 水流美千代

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第25号

令和5年10月29日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和5年10月30日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 三 崎 利 彦

住所 北九州市戸畑区菅原四丁目3番19号

氏名 三 崎 利 彦

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第26号

北九州市戸畑区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。

令和5年10月30日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 三崎利彦

住所 北九州市戸畑区菅原二丁目8番43号

氏名 大岡國志